

Davis Polk

Davis Polk & Wardwell LLP (03) 5561 4421 tel
Izumi Garden Tower 33F (03) 5561 4425 fax
1-6-1 Roppongi
Minato-ku, Tokyo 106-6033

MEMORANDUM

日付: 2010年10月4日
送信先: 関係者各位
件名: ドッド・フランク法における金融安定監督協議会（参考和訳）

ドッド・フランク法によって、金融システム全体の監督を強化し、政府機関を通して健全性基準 (prudential standards) の調和を図ることを目的として、金融機関及び市場活動のリスクを特定する早期警報システムとしての役割を果たす金融安定監督協議会（以下、「協議会」といいます）が創設されます。新たに創設された金融調査局 (Office of Financial Research) が協議会の情報収集機関の役割を果たします。

協議会は、「金融システム上重要な」(systemically important) ノンバンク金融会社を特定し、こうした会社を連邦準備制度理事会 (Federal Reserve) による規制下に置き、連邦準備制度理事会に対し、こうした会社への健全性基準の適用強化を勧告する権限を賦与されています。協議会はまた、システミック・リスクに寄与すると自らが特定するあらゆる活動についても、適用される健全性基準の強化を金融規制当局に対して勧告する権限を有しています。

ドッド・フランク法のシステミック・リスク条項の大半は、施行規則が採択されて以降にのみ効力を生じるものであり、また、これらの条項の多くは、規制当局に対し、法定基準を修正し、又は適用免除を制定する裁量権を与えています。協議会は、主要な条項のほとんどに関する勧告の作成において主導的な役割を担うでしょう。

協議会は 10 月 1 日に初回の会合を開き、その手続きに関する一定の内部規則を制定しました。しかし、システミック・リスク規制の範囲及び内容並びに協議会が果たす機能について確実ではない部分が大きく残されています。

協議会の構成

協議会は 15 名のメンバーから構成され、そのうち 10 名が議決権を有し、5 名は議決権を有していません。協議会の議決権を有するメンバーは、議長を務める財務長官のほか、連邦準備制度理事会、通貨監督局 (Office of the Comptroller of the Currency、以下「OCC」といいます)、消費者金融保護局

(Bureau of Consumer Financial Protection、以下、「消費者局」といいます)、証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission、以下「SEC」といいます)、連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation、以下「FDIC」といいます)、商品先物取引委員会 (Commodity Futures Trading Commission、以下「CFTC」といいます)、連邦住宅局 (Federal Housing Finance Administration、以下「FHFA」といいます)、全米信用組合管理庁 (National Credit Union Administration、以下「NCUA」といいます)の長及び保険専門家である独立メンバーです。

議決権を有さないメンバーは、金融調査局及び連邦保険局 (Federal Insurance Office、FIO)の局長、州保険長官 (state insurance commissioner)、州銀行監督者 (state banking supervisor)並びに州証券委員会委員長 (state securities commissioner)です。

消費者局及び金融調査局の局長並びに保険専門家である独立メンバーの任命は大統領によってなされ、上院の承認を得る必要があります。連邦保険局の局長は、財務長官によって任命されます。州の長官・委員長及び監督者は、自らの代表である議決権を有さないメンバーの選任手続きを策定することとなります。

保険専門家である独立メンバーは、任期を 6 年間とします。州保険長官、州銀行監督者及び州証券委員会委員長のメンバー任期は 2 年間です。

監督に関わる機密情報に関連した一定の場合で、協議会のメンバー機関による賛成決議を経た場合を除き、議決権を有さないメンバーが協議会の会議から除外されることはありません。

会議

協議会は、財務長官又は在籍メンバーの過半数の招集により、少なくとも四半期ごとに会議を開催します。協議会の行動には、一般的に過半数による議決を要しますが、金融システム上重要であるとの決定を含む一定の行動には、財務長官の賛成票を含む 3 分の 2 以上の議決を要します。

権限及び義務

協議会は、米国の金融安定に対するリスクを特定することを目的としています。こうしたリスクには、大規模で相互に関連した銀行持株会社又はノンバンク金融会社の重大な財政難、破綻又は継続的活動から生じるリスクが含まれます。また、金融サービス市場の外から生じる可能性のあるリスクも含まれます。さらに、協議会は、市場規律を促進し、米国金融市場に対して発生する脅威に対処するという責務も負います。

これらの目的を果たすため、協議会は、データ収集、情報共有、監視及び規制の隙間の特定を行わなければならない。協議会はまた、規制の動向に関して連邦議会に助言し、勧告を行います。

金融調査局を通して、協議会は、あらゆる金融会社に対し、活動、市場又は当該会社自身に起因する米国の金融安定性に対する脅威を評価するために報告を求めることができます。協議会はまた、資産 500 億ドル以上の金融システム上重要なノンバンク金融会社及び銀行持株会社から認証付きの報告書を求めることができます。

協議会はまた、保険及び会計問題を含む、国内外の金融規制上の提案及び動向を監視し、連邦議会に助言し、米国金融市場の完全性、効率性、競争力及び安定性を高めることに資すると思われる、これらの領域における勧告を行うことを求められています。

国際協議 協議会は、米国外のノンバンク金融会社、米国外を本拠とする銀行持株会社並びにクロスボーダー活動及び市場に対するシステムック監督権限を行使するに際して、必要な限りにおいて適切な外国規制当局と協議を行う必要があります。

技術的及び専門的諮問委員会 協議会は、州規制当局から構成される諮問委員会を含む、協議会の機能の遂行を助ける特別の諮問、技術又は専門委員会を任命することができます。協議会メンバーが、こうした委員会の委員を務めることも可能です。

システム上重要であるとの指定権限

協議会は、金融システム上重要なノンバンク会社、金融活動又は慣行、金融市場の機能、並びに支払い、清算及び決済活動を特定する権限を付与されています。連結資産 500 億ドル以上の銀行持株会社は、追加の指定なく、金融システム上重要なものとして取り扱われます。

ドッド・フランク法の下では、金融システム上重要であると特定されたノンバンク金融会社は、「連邦準備制度理事会によって監督されるノンバンク金融会社」(nonbank financial companies supervised by the Federal Reserve)として言及されます。本メモランダムにおいては、これらを「金融システム上重要なノンバンク金融会社」(systemically important nonbank financial companies)といい、また、資産 500 億ドル以上の銀行持株会社と共に「金融システム上重要な会社」(systemically important companies)とします。

米国外ノンバンク金融会社を金融システム上重要であると特定する権限を行使する際には、協議会は、米国における資産及び業務だけでなく、米国の金融安定性に影響を及ぼす可能性がある場合、米国外の資産及び業務についても考慮する可能性があります。しかしながら、それぞれの本国において、連結ベースで規制されている機関の場合、協議会が金融システム上重要なノンバンク金融会社に対する米国規制に匹敵するような形で米国外資産及び業務について検討する可能性は低いでしょう。

基準の勧告

協議会は、金融システム上重要な会社の重大な財政難、破綻又は継続的活動から生じる可能性がある米国の金融安定性に対するリスクを防止し、又は低減するために、こうした会社に適用される健全性基準並びに報告及び開示要件に関する勧告を連邦準備制度理事会に対して行う権限を有しています。連邦準備制度理事会は、強化した健全性基準を規定するに際してこうした勧告を考慮しなければなりません。また、ある金融活動の範囲、規模又は相互関連性が、重要な流動性、信用又はその他のリスクを生み出す又は増大させる可能性があるとして協議会が判断した場合、協議会はそれらの金融活動及び慣行に対する強化された基準及び保護措置を適用させるための勧告を出すことができます。この権限は、金融システム上重要な会社に限定されていません。

勧告を行うに際して、協議会は、金融システム上重要な会社の資本構造、リスクの程度、その金融活動のリスクの規模及び複雑性並びに協議会が適切であるとみなす何らかのその他のリスク関連要因を考慮して、金融システム上重要な会社を個別に、又はカテゴリーによって区別することができます。

強化された健全性基準を金融システム上重要な会社であるいずれかの米国外の会社に適用するに際して、連邦準備制度理事会は、内国民待遇の原則 (principle of national treatment) 及び競争機会の平等に正しく配慮し、米国外の金融会社が、連結ベースで、どの程度、米国において金融会社に適用されている基準に匹敵するような本国の基準の対象になっているかを考慮に入れることが求められています。

銀行持株会社について、協議会は、500 億ドル以上の資産基準を勧告できますが、勧告できるのは、条件付資本 (contingent capital)、清算プラン、クレジット・エクスポージャー報告、集中制限、公的開示の強化及び短期債務制限の要件の適用に関するもののみです。協議会は、リスクベース自己資本規制、レバレッジ制限、流動性要件及び総合的リスク管理要件に関しては、より高い基準を勧告することはできません。

システミック規制手数料

ドッド・フランク法は、その成立の 2 年後から、財務長官及び協議会に対して、協議会の経費を含む金融調査局の経費を十分に賄うために、金融システム上重要な会社に適用される賦課表の策定を開始することを求めています。

賦課表においては、健全性基準の策定に関する考慮に基づき、それぞれのシステム上重要なノンバンク金融会社及び銀行持株会社の違い、特にその性格、範囲、規模、集中度、相互関連性及び会社の活動の構成、会社のレバレッジ、会社が預金保険対象機関を保有しているかどうか、及び協議会が適切であるとみなす何らかのその他の要因等を考慮しなければなりません。

ドッド・フランク法はまた、連邦準備制度理事会に対して、その監督責任を遂行する上で「必要又は適切である」と見積る金額で、全ての金融システム上重要な会社に手数料を課すこと求めています。連邦準備制度理事会は、現在、その検査又は監督責任に関連した手数料を課していません。

ドッド・フランク法は、これらの手数料が、米国内において金融システム上重要であるとみなされる米国外の会社の場合にどのように適用されることとなるかについて言及していません。この問題は、規則策定の局面において取り扱われることとなると考えられます。

その他の事項

管轄権に関する紛争解決の勧告 協議会は、関連機関からの要請を含む一定の条件が満たされる場合、協議会メンバー間での監督管轄権に関する紛争を解決することに努めなければなりません。3 分の 2 の投票によって採用される協議会による勧告は、拘束力を有していません。

連邦議会における証言 協議会は、連邦議会に年次報告書を提出しなければならず、財務長官は連邦議会において協議会の活動、重要な金融市場及び規制上の動向、金融の安定に対する新たな脅威の可能性、並びに下された決定及び勧告について証言をしなければなりません。連邦議会に対する協議会の年次報告書の一部として、議決権を有する各メンバーは、金融安定性を確保し、システミック・リスクを緩和するために全ての合理的な措置が講じられつつあることを証言する署名入りの声明を提出するか、又はどのような追加的措置が講じられるべきであると信じているかを述べなければなりません。

米国会計検査院の監査対象 米国会計検査院 (Government Accountability Office、以下「GAO」といいます) は、協議会及び協議会のためもしくは協議会の下で行動するあらゆる者又は組織の活動を監査することができます。GAO は、協議会及び協議会のためもしくは協議会の権限の下で行動するいかなる者又は組織の支配下にある、又はそれらによって利用されているいかなる記録もしくは情報も要求し、又はそれらの写しを作成することができます、また、協議会の役職者、局長及び従業員又は代理人に対してコンタクトをとることができます。

金融機関の規模及び複雑性の影響に関する協議会の研究 ドッド・フランク法は、システムック・リスクの低減を意図する、潜在的な金融サービス規制の経済的影響に関して継続的な研究を行うことを協議会に対して要求しています。この研究においては、大手金融機関の規模、組織の複雑性、相互関連性に制限を課すこと又はシステムック・リスクを限定できる可能性のあるその他の活動もしくは組織に対する制限による、資本市場の効率性、金融セクター及び全米の経済成長に対するコスト及び利益を推計しなければなりません。協議会は、法成立後 180 日以内に連邦議会に対して報告を行わなければならない、また、その後少なくとも 5 年ごとに研究結果を報告しなければなりません。

* * * * *

以上の事項についてご質問、ご意見がありましたら、以下の担当者にご連絡ください。

セオドア・A・パラダイス

電話: 03-5561-4430

eメール: theodore.paradise@davispolk.com

本メモランダムは、一般的な情報提供のみを目的としたサマリーであり、本件に関する完全な分析ではなく、またリーガル・アドバイスとして依拠されるべきものではありません。また、本文は英語原文の参考和訳であり、本文と原文の内容に相違がある場合には原文が優先します。